

支部ニュース

団東京

2010年1月 No. 434

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201

郵便振替00130-6-87399 TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス d a n t o k y o @ d r e a m . c o m

- 新年のご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・島田修一
- 東京大空襲訴訟「判決報告」・・・・・・・・・・吉村清人
- 布川事件 再審開始が確定・・・・・・・・・・上野 格
- 九条の会東京連絡会1周年のつどい・・・・・・・・島田修一
- 築地市場移転問題・・・・・・・・・・・・・・・・中川勝之
- 12・9渋谷駅前街頭宣伝&労働・生活相談会報告・・・・森 孝博
- 事務所紹介「マザーシップ法律事務所」・・・・小海範亮
- 新人リレーエッセイ・・・・・・・・・・・・・・・・茨木智子
- 自由法曹団東京支部第38回定期総会のご案内と実施要綱
- 団東京支部特別報告集原稿のお願い
- 12月幹事会報告
- 日誌

新年のご挨拶

支部長 島田 修一



東京支部の皆さん、事務局の皆さん、新年おめでとうございます。去年は嬉しいニュースが2つありました。自公政権退場とオリンピック東京落選。政治の変革はこれまで地方政治にとどまっていましたが、この間の新自由主義と軍事大国化という「二つの課題」に直面してきた国民が、貧困への怒りと改憲軍事大国化への強い危惧から国政の場で変革を作り出しました。

初めてのことです。また、社会的弱者や女性を蔑視し、アジアへの根深い差別発言を繰り返してきた石原知事、および巨額の税金をつぎ込もうとした石原都政にIOCはノーと回答しました。オリンピックではなく、暮らし・福祉・教育にまわせとの私たちの要求が実

ったのです。東京支部の執行部8人の内6人がコペンまで行った甲斐もありました。

さて、今年はどうか。「安保・核・国民主権・9条」という憲法の根幹に関わる問題が集中する1年になりそうです。鳩山政権は「普天間」で右往左往していますが、アメリカへの向き合い方はこれまでどおりでいいのか、どこの国が攻めてくるのか等、日米安保を正面に据えて首都東京でも普天間「即時閉鎖」の声を上げていかなければなりません。核「密約」の調査結果が公表されます。“ヒロシマ・ナガサキを繰り返すな”の悲願を踏みにじった密約の全貌を明らかにさせ、それを破棄させることは、「核の傘」から離脱するためにも不可欠のことです。また、1955年に始まった核兵器廃絶運動は長い歴史を経て遂にオバマ演説に到達しましたが、5月のNPTR再検討会議で核保有国に核廃絶の「明確な約束」をさせるためにも、核廃絶の機運を東京でも高めていくことが求められています。

そして、7月に参院選です。「鳩山政権の評価が問われる」選挙だと言われていますが、その鳩山政権はすでに「国会改革」「衆院比例定数80削減」を打ち出し、この2年間「暇がなかった」憲法論議も始めると表明しました。通常国会で国会法を改正し、自衛隊海外派兵の拡大を図る。参院選で過半数獲得して連立を解消し、憲法審査会を始動させる。その上で「80削減」して二大政党制を作り上げ、明文改憲へ。この見方に立てば、担当者が交代しただけで、「二つの課題」がこれまで以上に襲ってくる危険があり重大な警戒が必要です（民主党政権下の行方については、渡辺治教授ほか『新自由主義か新福祉国家か』旬報社が年末に刊行されました。是非お読みください）。

しかし、皆さん。「雇用守れ」「生活守れ」「9条守れ」の運動をかつてない勢いで展開し、新しい政治状況を作り出した今、安保外交にしても、雇用と社会保障にしても、憲法の平和的・民主的原則が輝きを増すような政治を実行させていく。国民はこのことを強く求めています。参院選の次は都知事選が控えています。都政を都民の手に取り戻す条件も大いにあります。安保改定50年、日韓併合100年の節目の2010年。憲法を武器に、共にたたかう団体や人々と深く結び、一層の前進をしていこうではありませんか。

最後になりましたが、昨年7月に大森鋼三郎団員（20期、町田法律）、12月には大森浩一団員（39期、東京東部法律）が亡くなりました。鋼三郎団員は87～89年に東京支部幹事長を、浩一団員は00～02年に東京支部事務局長を務められましたが、貴重な戦力を失い残念でなりません。心からご冥福をお祈り申し上げます。

東京大空襲訴訟 判決報告

北千住法律事務所 吉村 清人

2月14日、東京大空襲訴訟において、請求棄却の判決が言い渡された（東京地方裁判所民事第44部、裁判長裁判官鶴岡稔彦、裁判官外山勝治、裁判官横井靖世、裁判官齋木敏文代読）。この訴訟は、1945年3月10日の東京大空襲を中心とする民間空襲被害者131名が原告となり、被告国に対し、謝罪と総額14億4100万円の国家賠償を求めて、2007年3月9日に第1次提訴、2008年3月10日に第2次提訴を行っていたものである。

1 露骨な「戦争被害受忍論」を採用できず

民間空襲被害者の国家賠償請求については、民間被害者4名が原告となった名古屋空襲

訴訟における最高裁昭和62年6月26日判決が、「戦争の犠牲は国民が等しく受忍しなければならない。」という「受忍論」を根拠に、民間戦争被害者に対する国家補償を否定していた。

東京大空襲訴訟においても、被告国は、この名古屋空襲訴訟の最高裁判決に従って、受忍論を根拠にして請求棄却判決を即時に行なうことを求め、事実認否もせずに、人証も不要として証拠調べに入ることに頑強に反対していた。これに対し、原告団・弁護団は、受忍論や国の応訴態度の不当性について、法廷内で論陣を張るとともに、法廷外でも宣伝・署名活動を展開し、マスコミも通じて広く世論に訴えてきた。その結果、3期日にわたって、専門家証人4名（作家の早乙女勝元氏、精神科医の野田正彰教授、歴史研究家の池谷好治氏、憲法学者の内藤光博教授）、原告12名の人証調べが実施された。

判決では、最大の論点と目されていた「戦争被害受忍論」を採用することが全くできなかった。それは、本件訴訟が空襲被害者による初の大規模集団訴訟として提訴され、しかも、上記のような法廷内外の裁判闘争により、裁判所をして事実審理に入らせ、裁判所に被害実態を突きつけたことが大きく作用したものと考えられる。裁判所は、証言台で次々と語られる原告らの深刻な被害を目の前にして、受忍論がいかに空襲被害についてのリーディングケースにおける最高裁判例とはいえ、それによる形式的な門前払い判決を書くことは、さすがにできなかったのである。

2 「戦争被害受忍論」を憲法14条論に仮託して、「軍民差別の戦争補償制度を是正し、人権侵害を救済する」という司法の任務を放棄

原告らは、被告国に対する国家賠償の責任根拠として、①国際法違反の空襲につき原告らが米国への損害賠償請求権を行使することを、サンフランシスコ平和条約により困難にした外交保護義務違反の責任、②憲法上、条理上の救済義務に違反して空襲被害者を戦後放置した不作為責任、を主張した。これらの責任根拠のうち最大の眼目は、東京大空襲訴訟が最終的には戦争被害補償制度における軍民差別を立法的に解決することを目指す政策形成訴訟であることから、憲法上の立法義務違反、とりわけ憲法14条違反の立法不作為に基づく国家賠償責任にあった。

この点につき、判決は、まず、次のとおり、在外国民選挙権訴訟の最高裁平成17年9月14日判決に従って、「立法不作為の違憲性」と、「国会議員の立法不作為行為の国家賠償法上の違法性」とを、同次元のものとしてとらえず、二元的にとらえたうえで、後者の要件として、いわゆる「明白性の基準」を挙げる。すなわち、判決は、「国会議員の立法不作為行為が国家賠償法1条1項の適用上違法となるかどうかについては、国会議員の立法過程における行動が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違背したかどうかの問題であって、立法不作為の違憲性の問題とは区別されるべきであり、仮に立法不作為が憲法の規定に違反するものであるとしても、そのゆえに国会議員の立法不作為が直ちに違法の評価を受けるものではない。しかしながら、立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合などには、例外的に、国会議員の立法不作為は、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受ける」と判示する。

そのうえで、判決は、一方では「一般戦争被害者が受けた戦争被害といえども、国家の

主導の下に行われた戦争による被害である点においては、軍人、軍属との間に本質的な違いがないという議論は成り立ちうる」として、原告らの本人尋問や提出した陳述書により、「原告らの受けた苦痛や労苦には計り知れないものがあったことは明らかである」と認定した上で「原告らのような一般戦争被害者に対しても、軍人軍属等と同様に、救済や援護を与えることが被告の義務であったとする原告らの主張も、心情的には理解できない訳ではない」とする。

しかし、判決は、そのように認定しながら「当時の国民のほとんどすべてが何らかの形で戦争被害を負っていた」ことを理由に救済対象の範囲、救済方法を司法が判断しえないとした上で、一般戦争被害者に対する救済という問題は、様々な政治的配慮に基づき、立法を通じて解決すべき問題であり、このような国会の立法に関しては、極めて広汎な裁量を認めざるを得ないとする。

このような極めて広汎な立法裁量を主要な根拠に、判決は、前記の最高裁平成17年9月14日判決の「明白性の基準」の本件における具体化として、「救済、援助の実施に当たり、明確な差別的意図に基づいて、特定のグループのみを優遇したり、冷遇したりするなど、差別的取扱いが行なわれていることが明らかといえるような例外的な事情が認められる場合ではない限り、平等原則違反との断定をすることはできないものというべきである。」として、例示とはいえ、意思的要素、しかも、害意（＝「明確な差別的意図」）を、違法性の要件に組み込むという、高いハードルを設定する。

そして、旧軍人軍属等との取扱いの差異には、このような差別的意図が認められないことを理由に、明白に憲法14条に違反するとまではいえないと認定し、国家賠償責任を否定するのである。

以上が立法不作為による国家賠償責任を否定した判決の論理の要旨である。

判決が前提とする「当時の国民のほとんどすべてが何らかの形で戦争被害を負っていた」という戦争被害についての判示は、最高裁が受忍論を初めて宣明した1968年11月27日判決（平和条約に基づく在外資産喪失補償請求事件）の「国民のすべてが、多かれ少なかれ、その生命・身体・財産の犠牲を堪え忍ぶべく余儀なくされていた」という判示と、共通するものである。ここから、戦争被害に対する補償につき、受忍論は、「憲法の全く予想しないところ」として、憲法上の立法義務・救済義務を露骨に否定して、補償立法するか否かは全く自由な立法裁量と結論付け、司法救済を否定する。これに対し、本判決は、戦争被害の救済対象の範囲、救済方法は、「国民自身が、自らの意思に基づいて」立法的に解決すべきとして、極めて広汎な立法裁量を結論付け、明白な憲法14条違反についての特異な基準論を定立して、司法救済を否定しているのである。本判決は、「国民全体が戦争被害者」という前提から「立法裁量」という結論を導き、司法救済を否定するという点で、受忍論と全く同じものである。その導き方が、露骨な救済義務否定（受忍）というストレートなものではなく、憲法14条論に仮装しているという点で受忍論とは異なるが、この点において、むしろ、本判決は受忍論より巧妙かつ悪質と評価すべきものと、私は考える。

このような本判決は、原告らが裁判所に強く求めた、「被害者の被害と権利侵害に向き合い、人権侵害と被害回復を判断する」という、司法の本来の任務を放棄したものであると言わざるを得ない。

3 控訴審に向けて

原告団・弁護団は、昨年12月25日に控訴を申し立てた。

私たちは、東京大空襲被害者のみならず、全ての民間戦争被害者とともに、司法のみならず、立法府に対する運動も通じて、差別なき戦後補償制度の確立を目指している。

控訴審の闘いに、多くの団員の方々が参加・支援してくださることを、東京大空襲弁護団は切望しているものである。

布川事件 再審開始が確定

上野 格 城北法律事務所

2009年（平成21年）12月14日、最高裁判所第2小法廷は再審請求人桜井昌司氏、同杉山卓男氏にかかる再審請求事件、いわゆる「布川事件」について、2008年（平成20年）7月14日に東京高等裁判所が下した抗告棄却決定（水戸地方裁判所土浦支部の2005年9月21日付け再審開始決定を支持したもの）を維持し、検察官による特別抗告を棄却する決定を下しました。

布川事件は、1967年（昭和42年）8月に茨城県利根町布川で発生した強盗殺人事件について、無実の請求人両名が犯人として逮捕・起訴され、無期懲役の有罪判決が確定した冤罪事件です。

請求人両名は代用監獄での取調べにより自白させられたものの、第1審の公判開始以来一貫して無罪を訴え続けてきました。今回の決定は、最高裁判所がその訴えを真摯に受け止め、上記再審開始決定の正当性を率直に認めたものであり、評価することができると思います。

そもそも本件においては、犯行と請求人両名を結びつける物証は皆無であり、目撃証言もあいまいなものしかなく、有罪の最大の根拠とされた請求人両名の自白も矛盾に満ちていました。加えて、今回の第2次再審請求審で取り調べられた多くの新証拠や開示証拠によって、請求人両名の自白に「虚偽の自白を誘発しやすい状況の下でされた疑い」があること、その自白が客観的状況と矛盾し信用性に欠けること、自白を支えるとされた目撃証言も証拠価値や信用性が乏しいことが明らかとなりました。

土浦支部は、これらの証拠と既存の全証拠とを総合評価すると強盗殺人事件の有罪認定に合理的疑いが生じたものと認められる、として再審開始の決定をしたものであり、この判断は東京高裁での即時抗告審でも維持されました。これに対し検察官は「判例違反」と「著しく正義に反する重大な事実誤認」、があるとして特別抗告を申し立て、再審開始決定の根拠とされた多くの新証拠は証拠価値が乏しいのにこれを根拠に旧証拠との総合評価を行っているのは不当であるなどとして、原決定を非難していたのです。

しかし、今回の最高裁決定は、こうした検察官の主張には理由はないとして特別抗告を棄却したもので、当然の判断であるとともに、原々審及び原審が、最高裁の白鳥決定及び財田川決定などに示された新旧証拠の判断方法に即して再審開始を決定した、その判断の正当性を認めたものであり、極めて正当な判断といえます。

今回の再審請求審においては、請求人両名に虚偽自白を強いた取調べ過程の問題点、さらには、公判における検察官による証拠隠しや捜査官の偽証の事実までもが明らかとなりました。これらが誤った確定判決を導いたこと、そしてこの決定を得るまでに、請求人両

名がその無実を明らかにするため40年以上もの長い歳月にわたり筆舌に尽くしがたい苦難を強いられてきたことを思えば、関係者及び関係各機関の責任は極めて重大であると弁護団は考えます。

不当にも検察官は来る再審公判においても全面的に争う構えですが、弁護団は請求人両名が早期に完全無罪判決を勝ち取ることができるよう、全力をあげて奮闘する所存です。

ここに本再審請求に対する団員の皆様のご支援に心から感謝するとともに、無罪判決の早期実現のため、一層のご支援をお願いいたします。

九条の会東京連絡会1周年のつどい

旬報法律事務所 島田 修一

08年10月に発足した「九条の会東京連絡会」の1周年を記念した2つのつどいを紹介します(要旨)。

1 つどい1は、09年10月24日午後、約200名が参加して日本教育会館8Fで開かれた。日野原重明聖路加病院名誉理事長の講演「生きいき憲法—98歳からのメッセージ」および劇団民芸日色ともゑさんの朗読「戦場」の朗読。

「生命、時間、平和」

日野原さんは冒頭、前日に東京大空襲・戦災資料センターを訪ねた感想として、「戦争を知らない人、空襲を知らない人たちが、広島・長崎の原爆だけでなく、東京で戦争があったことを知るためにぜひ見に行ってみて欲しい」と呼びかけられた。続く話は次のとおり。

戦争はあってはならない。平和憲法を変える国民投票のときに「ノー」という声を広げるために、東京連絡会はわずか発足1年だが、グーッとアクセル踏んでスピード出して進んで欲しい。今、核兵器を持っている米軍と自衛隊は一緒に訓練しているが、そのことは日本も核兵器を持っているのと同じだ。北朝鮮が核開発したのも米軍が日本に駐留しているからだ。沖縄から米軍基地をすべて撤去させるべきであり、私は10年先には核兵器も沖縄の基地もなくすという運動にもっていきたい。民主党政権は普天間問題でアメリカの力が強いからマニフェストを変えなくちゃということにぶつかっている。架空のマニフェストは日本を救わないということを考えながら、国民が意思表示するには九条の会というのはいい。リーフレット「新老人の会」は究極的には平和運動。75歳以上がシニア、60歳以上はジュニア、20歳以上はサポーター。私が会長で会員は1万人以上、3年後には5万人になる。これが九条の会と一緒にあって日本を守る。

軍備を持たない国になれば、よその国から攻撃はされない。軍隊をなくし、軍事予算は福祉に回すべきだ。北朝鮮の核兵器のことを言うけれど、アメリカなど8ヶ国が核兵器を持ったまま北朝鮮の核兵器はノーと言っても、それは聞かないのは当然。オバマが核兵器をなくすといったことは評価するが、被爆国の日本こそ世界を動かすべきだ。平和の道をつくるには、自衛隊を自衛軍にしようとしているのを国民投票でノーという、この数が必要。九条の会は日本中にあるけど、急上昇しないとね。

この4、5年は小学校で講演している。子どもたちには平和の大使になって欲しいと伝えている。「生命と時間と平和」。私はこれを通して命の大切さと戦争がよくないことを

子どもたちに伝えている。9・11犠牲者の妻は「夫は復讐は望まない、また血が流れるから」といった。オバマは平和賞を貰って平和に拘束されたが、38歳から50年間もアフリカのコンゴで治療活動して平和賞を受賞したシュバイツァーも「核兵器なくせ」の演説をした。それは彼は医者として「生命」の大事さを知っているからだ。また、人間にとって一番大切なものは自分が持っている「時間」だ。自分の時間をどう使うか、それは自分の生命の使い方となる。人間が持っている生命を尊重する、それが「平和」だ。平和を守るためには、自分自身を変える、勇気をもって行動する、次に続く人々に平和に生きる行動を示す、この3つの勇気ある行動が大事。今日、私が皆さんに出会った、大きな出会いだということを信じて、皆さんと一緒に行動したい。

98歳の日野原さん。1年先まで講演で詰まっているといわれ、自ら書かれた「生きいき憲法」の看板を背景に、パワーポイントを使いながら50分間立ったままの熱い講演でした。

朗読「戦場」

日色さんは朗読を始める前に、自らの東京大空襲について語られた。敗戦時は4歳。疎開していたが、3月10日の大空襲で日本橋の家は焼けてしまった。母の実家の本所の家では祖母と8ヶ月の身重の叔母が焼死。物心ついてから父母から空襲のときの話を聞いて戦争の怖さ、むごたらしさ、理不尽さへの怒りが正義感の強い子どもをつくった。

この世に生まれることができなかった叔母の赤ちゃんや、あの戦争で奪われた沢山のかけがえのない命のために、生きのびた私は、演劇を通して平和な世界をつくるために訴え続けると語り、花森安治作「戦場」（東京大空襲を題材にした詩）を朗読された。（会場は静まり返り、朗読が終ると共感の大きな拍手が会場を包んだ）

2 11月13日夜、2つめのつどいが豊島公会堂に600名参加して行われた。『どうする日本と東北アジア』の視点から、「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会」前事務局長の蓮池透さんが「拉致問題解決の道」と題し、元東大教授でマスコミ九条の会の桂敬一さんが「東アジア共同体と9条の新しい意義」と題して講演を、フォーク歌手きたがわ・てつさんが日本国憲法前文などを歌い、最後に大学生が集会を開く、高校1年生がNPT再検討会議に参加する、としてカンパを訴えた（多額のカンパがその場で寄せられた）。

拉致問題解決の道

5人の拉致被害者が祖国の地を踏み、家族との再会を果たしたのは02年10月。実に24年の歳月が経っていた。北朝鮮での暮らしはどうだったのか。「ある晩、志村さん夫妻と話し合った。そして悩んでいないでこの国で生きることを考えよう。そのためには日本に帰るのをあきらめようと誓い合った」「兄貴なあ、日本に帰りたいとか、早く両親の顔見たいとか考えたら死ぬしかないんだよ、あの国は」と弟は言った。この言葉は、過酷な生活環境のすべてを物語っているように思える。人権を奪われた弟たちは、この手段以外に北朝鮮で生き抜く道がなかった。

今、私は、拉致問題の解決のためには、北朝鮮に対して制裁を強化するより交渉をやるべきだと発言している。そのため、家族会などから「変節した」「裏切り者」「北のスパイ」と非難されている。しかし、経済制裁は北朝鮮の感情を悪化させ彼らの結束を固めるだけで、決して被害者の救出にはつながらないと思う。北朝鮮は何を怒っているか、彼らは何を望んでいるのかをよく考え、そして日本は何をすべきなのか、理性的戦略的に対処

して欲しい。制裁ばかりにこだわっていれば身動きがとれなくなってしまう。対話と交渉の模索が必要で、日朝平壤宣言が唯一の合意だから、それを梃子にして動かしていくべきではないか。

鳩山首相は9月24日国連総会で「北朝鮮の核実験とミサイルは断固として認められない。日朝関係は平壤宣言に則って諸懸案を包括的に解決する。拉致問題は北朝鮮に前向きな姿勢があれば日本も前向きに対応する」と演説した。同感するが、拉致問題については独自の戦略を立てるべきだ。しかし、政権交代は対北朝鮮政策について舵を切るチャンスだと考えている。

昔、改憲派の集会に連れて行かれて何かしゃべれと言われたので、「憲法9条が拉致問題の解決を阻んでいる」と発言した。相当馬鹿なことを言ったな、と非常に反省している。

(蓮池さんの話を聞きたくて秋田から参加し人もいた)

東アジア共同体と9条の新しい意義

民主党に政権が代わったが、これが本当の転換になるかどうかは「55年体制」から転換できるかどうかにかかっている。八ツ場ダム、日航危機、派遣労働、医療荒廃などはすべて55年体制の中で作られた問題。「核密約」や普天間問題も安保体制の中で出てきた問題。こうした55年体制を変えて始めて本当の転換と呼ぶことができる。しかし、大手新聞3紙は、特に安保問題ではアメリカの意向を汲んで、口を揃えて「変えるな」「変わるな」の社説を書いている。アメリカは、普天間基地の名護移転計画は沖縄県民のためではなく、最新鋭の基地が欲しいためにやっているにすぎない。日本はアメリカから自立できておらず、アメリカの「虎の威」を借りて大国ぶってアジアを軽視してきた。それが55年体制の一番悪いところだ。

アジアの国々は日本が変わってくれることを望んでいる。鳩山の「東アジア共同体」に期待が寄せられているが、ここでも大手新聞は鳩山に対し「反米だと受け取られないようアメリカを招き入れろ」と主張。東アジア共同体は、まずは東アジアの国々が中心になって考えるのが筋。北朝鮮への敵視政策をやめ、日朝の文化交流を考えた方がいい。北朝鮮のミサイル脅威をいう人がいるが、北朝鮮の方がよっぽど日本に脅威を感じている。北朝鮮の警戒心を解くシグナルを送ることこそ、東アジアの平和にとって大事なことだと思う。

オバマと鳩山政権の今後はまだ分からない面があるが、変化せざるを得ないという現実もある。他方で変化させまいとする旧い体制側からの妨害もある。そうした妨害を除去して新政権の変化を助けなければいけない。市民もどんどん意見を言っていかなければならない。核問題では、オバマの提起に民主党がもっと明確な戦略で応えるべきだ。それは唯一の被爆国の道義的責任でもある。「どんなときも核兵器は使わない」という国際条約を結ぼうという提案すること位のことをして欲しい。9条を持つ国だからこそその発想を持って欲しい。それが9条を活かす道だと思う。最後に一言。「坂の上の雲」の歴史観は危険だ。たぶらかされないよう注意していこう。

3 東京連絡会の1周年行事以外の諸活動は支部総会「特別報告集」でお伝えします。また、東京連絡会が準備している今年の集会は次のとおりです。ぜひご参加ください。

九条の会関東ブロック交流集会

これまでの全国交流集会に代わって09年冬からブロック別交流集会が開かれて

おり、すでに近畿（大阪市）と中国地方（岡山市）で開催されたが、関東は下記のとおり行うことが決定された。

日時 4月4日（日）10時～16時

会場 正則高等学校（港区芝公園）

主催 九条の会、九条の会関東ブロック交流集会運営委員会

東京9条まつり（仮称）

日時 11月13日（土）

会場 大田産業プラザ（6階建全館貸切、大田区）

主催 実行委員会形式

築地市場移転問題

東京法律事務所 中川 勝之

築地市場移転問題というと、私は移転先の豊洲に土壌汚染があるから反対というのが反対派と呼ばれる方の主張だと思ってきました。しかし、私が社会保険庁の職員問題で事実を知った時と同じように勉強不足でした。

築地市場の豊洲移転は2005年3月31日に策定された第8次中央卸売市場整備計画によって定められました。中央卸売市場の整備にあたっては卸売市場法により農林水産大臣が卸売市場整備基本方針を定め（同法4条）、これに即して農林水産大臣が中央卸売市場整備計画を定めることになっています（同法5条）。個々の中央卸売市場開設にあたっては開設者である地方公共団体が農林水産大臣の認可を受けることが必要で（同法8条）、その際、中央卸売市場整備計画に適合していること等認可の基準が定められており（同法10条）、地方公共団体の判断だけで中央卸売市場の開設を行うことはできません。築地市場移転問題は国と東京都の責任が問われる問題というわけです。

そして、第8次卸売市場整備基本方針（2004年10月1日策定、2006年4月1日変更）では、そのポイントが「～生産、消費両サイドの期待に応えられる『安全・安心』で『効率的』な流通システムへの転換～」を副題としてまとめられています。具体的には、「食の安全・安心への対応」として品質管理の高度化に関する事項を規定し、「卸売市場の再編」として中央卸売市場の再編基準を設定し、「最適流通の実現等」として取引規制の緩和による最適な流通の実現等を目指すとしています。「食の安全・安心への対応」はまさに関心が高まって取り組むべき課題ですが、「卸売市場の再編」及び「最適流通の実現等」とは要するに構造改革ないし規制緩和です。「PFI（民間の資金とノウハウの活用による公共施設等の整備手法）」や「民間委託」の活用も挙げられています。結局、築地市場を豊洲に移転して卸売業者や仲卸業者をぶつつぶし、市場を大手スーパーのための流通センターにして、超一等地である跡地は再開発用地とするというのが国及び東京都の意図であったわけです。そうであれば豊洲に土壌汚染があるかにかかわらず移転に反対すべきものであることは明らかでしょう。オリンピック誘致を口実とする築地市場移転はなくなったものの（2020年立候補説もありますが）、豊洲への移転断念とはなっていません。先の都議選で現在地再整備を掲げる民主党が第一党になったものの、小児3病院

問題での対応からも分かるように、公約実現は不透明であり、運動の強化が必要です。

そこで、築地市場移転問題についての学習会を、築地市場内にある全労連全国一般東京地本東京中央市場労働組合（略して「東中労」）の協力を得て開催します。新鮮な刺身を食べながらの懇親会とともに早朝にある競りの見学会も企画する予定です。具体的な日程は追って連絡します。

12・9渋谷駅前街頭宣伝&労働・生活相談会報告

渋谷共同法律事務所 森 孝博

昨年（2019年）の12月9日（火）に団員9名、修習生2名、渋谷共同法律事務所事務局、渋谷区労連の方数名の合計十数名で、JR渋谷駅西口にあるモヤイ像前で街頭宣伝と労働・生活相談会を実施しました。

この時期（特に夜）はとても寒いため、今回は従来の実施時間を1時間繰り上げて、午後4時から6時の間に街頭相談を実施することになったので、人通りが少し心配だったのですが、さすが日本有数の巨大ターミナルということもあって、相談9件、チラシ（ティッシュ付き）1000枚配布というまずまずの結果になりました。

今回の実施場所は私の事務所の近所ということもあって、事前の設営等からお手伝いをさせていただいたのですが、街頭宣伝・相談会の実施2日前である12月7日にモヤイ像がルパンⅢ世に盗まれてしまうという想定外の珍事（？）が発生し、モヤイ像跡に沢山の見物人が集まっていたので、近くで街頭宣伝・相談会を実施して混乱しないかとこちらは事前にかなり心配していたのですが、それも杞憂に終わり安心しました。

それと、今回、相談用に机・椅子を用意するほか、首に架けるタイプの画板も用意されていたのですが、弁護士が画板を持って立っていると、相談者は立ち話感覚で気軽に相談できるようで好評でしたので、今後も活用出来ればと思います。

最後に、従来の実施時間を1時間繰り上げたとはいえ、厳しい寒さの中、街頭宣伝と労働・生活相談会に参加されました皆様大変お疲れ様でした。

事務所紹介「マザーシップ法律事務所」

マザーシップ法律事務所 こかいのりあき 小海 範亮

マザーシップとは母船という意味である。東京の司法過疎地である島しょ部。そこに通い、また島民のよりどころとなるべく立ち上げた事務所はあと半年で5年を迎える。

東京都には、北は大島から南は小笠原まで11の有人島があるが、弁護士は1人もいない。地方裁判所がなく、大きな島でも9000人弱程度の人口であるため、弁護士が土着して仕事をするのは困難と思われる。そのため、各島に年に数回ずつ訪れ、現地にて無料法律相談会を行っている。その方法は、役場に広報と場所の提供をお願いするというもの。

他の弁護士や司法書士、税理士らとNPOを設立し活動を継続している。地道に繰り返し訪問することで、紛争解決のために受任すべき案件も増え、また日常においても島民から法律相談の電話がかかってくるようになっている。

当事務所のもう一つの特徴は、司法書士や税理士と事務所スペースをシェアし、ワンストップサービスを目指していることである。とはいえ、司法書士も税理士も共に島しょ部相談活動を行っている同士なので、気心しれた関係である。事件処理における誤りを避けるためにも、依頼者にとって必要な専門家を適宜紹介しあえる点でも、隣接士業が傍にいることは心強い。

島しょ部相談活動の会議のみならず、ホームレス支援の法律家連絡会等の会議も頻繁に開かれ、夜も賑やかな事務所である。おまけに、役場や観光協会からいただいた島のポスターを飾り、一見すると旅行会社のような雰囲気。司法アクセスに困る人々が気軽に乗船できる「船」にしたいと考えている。

新人リレーエッセイ

城北法律事務所

茨木 智子

弁護士業務を始めてから丸12ヶ月になりました。

ワークライフバランスが注目される昨今、事件や相談を通して垣間見るさまざまな生き方・仕事のあり方に刺激を受けています。

弁護士になろうとしたきっかけは、普通の人が普通に暮らしていくために、少しでも不安を減らす手伝いができれば…と考えたからです。私の考えはあさはかでした。

毎日たくさんの人と会い、その人を通じてまた多くの人と出会いますが、その中に「普通の人」などひとりもいませんでした。ひとりの人生の中に、大きな山や谷があって、10年、1年、1日の中にもいろいろな出来事がある。それに対する感じ方も行動も実にさまざまです。同じ出来事でも人によって、また、同じ人でも時期やタイミングによって、受け止め方がまったく異なります。「普通」という物差しでは何も計れません。

当たり前かもしれませんが、その当たり前のことに今更ながら気が付いた次第です。

事務所の先輩弁護士の言葉で印象に残っているものがあります。

「人はいいことをしたいと思う生き物なんだよ。」

誰かのためにいいことをしたい、というのが、行動の根本にあるのだという考え方で。多くの人が誠実に、良心的に仕事をして暮らしていることは間違いないだろうと思われます。しかし、何らかの原因でそうすることのできない状況が生まれたときに、事件や紛争が起こってしまうと考えられます。

私は、この言葉どおりであってほしいと思いながら仕事をしています。

事件の中で迷ったときは立ち止まって考えるようにしています。たとえ、紛争の相手でもどこか根本にはその人の思ういいことがあるのではないかと、誰かににとってのいいこと、快適なことは何なのかを考えるように心がけています。

冒頭に12ヶ月と書きましたが、私はまだ弁護士としてこなした事件数が少なく、人生の経験も浅く、物事を知りません。それでも依頼者は弁護士としての私に悩みを打ち明

けます。依頼者の中には力強く戦うことを好む人もいますし、謙虚で遠慮がちな人もいます。それぞれの人の世界が交錯しながら無限に広がっています。

何を生活の軸におくか。どんな生き方をしたいか。

仕事も生き方もいろいろな選択肢があることを、お互いに認め合える世の中に変わってきました。依頼者の話を聞きながら、私自身の生き方を模索しているところです。体力に自信がなく、まだ不安なことばかりですが、少しずつ前進していけるよう頑張りますので、今後ともよろしくご指導ください。

自由法曹団東京支部第38回定期総会のご案内と実施要綱

2010年の東京支部定期総会の実施要領をお知らせします。

2009年は、08年末からの「年越し派遣村」で幕を開け、7月の都議会議員選挙では自公が大きく後退して過半数を割り、続く8月には自公政権倒壊という新しい政治状況が作り出されました。

その中で東京支部は、3月の東京都安心安全条例の改悪を事実上阻止し、都民の表現の自由を確保しました。2016年オリンピック招致阻止に取り組み、総会が開催されたコペンハーゲンに代表団を派遣して現地での宣伝活動を展開し、招致を阻止することができました。毎月実施した労働街頭相談活動でも数多くの人々の怒りと苦しみの声を受け止めることができました。第21回ソフトボール大会では、新たな「リーグ制」とルールの明確化、女性参加の推進に努力し、14チーム、200名以上参加の規模で成功しました。

2010年の支部総会は、古来より湯治の地として有名な箱根湯本で開催し、09年の労をねぎらい、かつ、2010年のたたかいを展望しようと思います。2010年は7月に参議院議員選挙を控えており、議員定数、憲法審査会など、政権が交代しても憲法改悪が推進される危険が高まっています。貧困、労働問題でもワンストップデーなどと年末が見えてきてから実施する程度で、派遣法の抜本的改正などの根本的な対策が立てられる気配がありません。また、石原都知事はオリンピック招致失敗にもめげずに続投し、挙句の果てに「2020年オリンピック招致」などと言い出しています。常に失敗の原因は他人にあるとし、自らを省みることのない都知事に早期退陣をせまるべく、そして都政を都民の手にとりもどす活動の構築も見据えてゆきたいと思います。

こうした情勢を踏まえながら、支部総会を史上最大規模で成功させ、憲法が国政でも都政でも輝く社会へ向けて大きく踏み出していこうではありませんか。総会の要綱は下記の通りです。支部総会でみなさまとお会いできることを楽しみにしております。

2010年1月

自由法曹団東京支部 支部長 島田修一

実 施 要 綱

- 1 日時 2010年2月26日(金)午後1時15分
～27日(土)午後1時
- 2 場所 ホテルおかだ(箱根湯本駅からバスで5分)
電話 0460-85-6000
住所 〒250-0312 神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋191
交通 新宿駅＝小田急ロマンスカー(1時間30分)－箱根湯本駅－箱根温泉郷共
同マイクロバス(5分)－ホテルおかだ
- 3 参加費(宿泊料とも)1万7000円(当日現金で集金、2次会費は別途集めます)

4 総会次第

第1日目 午後1時15分～1時45分

開会、議長選出、支部長挨拶、来賓挨拶、選挙手続の説明

午後1時45分～午後3時15分

記念講演 「仮演題：2010年－平和の世界秩序を展望する」

講演者 川田忠明先生の紹介

プロフィール：

1959年生まれ。東京大学経済学部卒。20年以上にわたって40カ国以上を訪れ平和運動との交流を重ねる。07年3月の外国軍事基地撤去国際大会(エクアドル)、08年4月の世界平和大会(ベネズエラ)では、パネリストとして日本運動を紹介。08年6月のG8サミット市民対抗行動(ドイツ)、09年4月のNATO60周年国際共同行動(フランス)では、基地問題の分科会でパネリストをつとめる。米兵の性犯罪、ジェンダーと軍事主義の問題についても発言。戦争と文化の関係も研究テーマとする。著書に『それぞれの「戦争論」－そこにいた人たち1937・南京－2004イラク』(唯学書房、2004)、『Neue Kriege in Sicht』(共著、Jenior Verlag、2006)、『名作の戦争論』(新日本出版、2008)など。現在、日本平和委員会常任理事、原水爆禁止協議会理事などを務める。日本平和学会会員。

午後3時15分～3時30分

質疑

午後3時45分～4時10分

議案提案、会計監査報告

午後4時10分～5時30分

討論

午後6時30分～

懇親会

第2日目

午前9時～正午 討論

正午～午後1時 討論のまとめ、議案・予算・決算採択

特別決議採択、役員選出、新旧役員挨拶など

- 5 出欠確認 同封の参加申込書にご記入の上、東京支部までファックスでご返信下さい。
1月20日を第1次の締め切りとしますので、よろしくお願いします。

団東京支部特別報告集原稿のお願い

2010年2月の支部総会に合わせ特別報告の原稿ご執筆をお願いしたく書面を差し上げました。今年1年の支部団員の活動を余すところなく掲載したいと思いますのでぜひご執筆をお願いします。

みなさまには別紙のテーマでのご寄稿を頂ければ幸いです。

追加のお願いを行うこともあります、その節はよろしく願います。

また各事務所の事務局のみなさまのご執筆も歓迎します。

1年間のまとめと次へのステップとしてご協力下さい。

ご執筆の要領とお願い

- ・ 字数 ご自由です。長短を問いません。1ページ約1200～1600字の予定です。
- ・ タイトル 正式タイトルを必ず付けてください。
- ・ 締め切り 1月22日
- ・ 右記アドレスにメールで送って下さい。 dantokyo@dream.com
- ・ ご執筆が難しい場合、弁護団内で分担などをしていただけると幸いです。「弁護団・〇〇団員」としてご依頼したテーマについて、お名前を挙げた団員を連絡先に弁護団内で分担くだされば幸甚です。
- ・ メールの件名に「特別報告」と明記して下さい（これがないと支部ニュースの原稿と混同するおそれがあります）。本文冒頭にも「特別報告」とお願いします。
- ・ お願いしておりますテーマや団員のお名前に誤りがある場合、ご容赦下さい。
- ・ 執筆者の変更があった場合、支部にご一報下さい(連絡がないと同じ方をお願いが行くことになります)。
- ・ 当事者ご本人、団員外の弁護士のご執筆はご連絡いただけると幸いです。
- ・ 本書面記載以外にもご自由に原稿をお寄せ下さい。また本書面に漏れているテーマがあればご連絡下さい。

〒112-0002 東京都文京区小石川2-3-28-201

電話 03-3814-3971 ファックス 03-3814-2623

自由法曹団東京支部

幹事会報告 09年12月17日

第1 報告事項

参加者 10名

1 オリンピックの件

① コペンハーゲン特別報告集

各自の原稿を確認し、加筆修正がある場合は、1/22締切
支部ニュースから転載も

② 日本科学者会議東京都支部

11.29シンポにてオリンピック問題を報告

2 労働関係

① 街頭労働相談会

12・9 渋谷駅元モヤイ像前で実施

渋谷共同、代々木総合、第一法律、渋谷区労協などから参加

団員9名、事務所事務員など総勢約20名で実施

ティッシュ1000個配布

相談件数9件

感想 ・場所柄混雑し、人の目もあり相談したいが躊躇している人が何度か見られた。相談者の顔が見えないようなつい立てを用意したらいいのでは
・相談会の看板を設置したらどうか

次回12・22 神保町で開催予定

町田駅での開催日程調整中

② 12・12東京地評「労働者の権利討論」討論集会の報告

120名超の参加

感想・かつては労働者や組合に労働審判に対する不信感があったが、現在はかなり肯定的になっている。本人申立が可能かについて関心が高いが、弁護士としては代理人による書面の必要性・意義、解決金額も上がることを話した。

第2 討論事項

1 支部総会

1) 議案書について

各担当者から議案書執筆予定項目について報告を受ける

憲法・平和をめぐる問題

比例区定数削減反対問題は、来年の最大の争点の一つになるだろう

来年は安保改定60年、日韓併合100年は触れる必要があるだろう

基地問題を抱えていない都市住民（関西など）は、基地問題について温度差あり
労働貧困問題

貧困ビジネスについても触れた方がよい（ゼロゼロ物件、追い出し屋、SSS）

警察・治安問題

12・4言論集会についても触れる

教育問題

現在の教育をめぐる総括的な情勢を

都政問題

市民問題と重なるので、市民問題を合体して、一つの項目に

司法問題

支部での目立った取り組みはなく、項目立てする必要はないのでは

2) 韓国の民弁を招待して、日韓併合100年についての意見交換はどうか

→支部総会とは別の機会を検討する。

3) 基調講演（平和問題）にそったテーマで、その後の議論の時間を持った方がいい
どういう運動をしていくべきかを参加者が確認できるといい

2 比例区定数削減反対について重視してすすめる。

支部幹事会で報告討論を計画

3 築地市場問題について考える団支部企画

学者及び東中労執行委員長の講義、セリ見学、懇親会等を内容とする企画

3/13、20日を予定。

日誌 2009年12月10日ー 2010年1月15日

2009年

12月17日 支部幹事会／自由法曹団治安警察問題委員会

18日 自由法曹団改憲対策委員会

19日 自由法曹団常任幹事会

22日 自由法曹団司法委員会

24日 国会改革比例定数問題

2010年

1月 7日 支部事務局会議

8日 自由法曹団事務局会議／大量解雇阻止対策会議／改憲阻止対策本部会議

12日 自由法曹団治安警察問題委員会

13日 自由法曹団司法問題委員会

14日 国会改革法改悪反対学習会・国会要請

15日 国際問題委員会

先生と従業員の皆様をお守りしています!

全国弁護士グループの団体所得補償保険

◎保険期間中に病気やケガで就業不能になったとき、月々の収入を補償します。

◎1年又は2年間まで安心して療養でき、保険料は25%引き(団体割引25%)です。

◎保険期間中無事故のときは、払込保険料の20%が戻ります。

保険料表 (スタンダードプラン・A型・免責7日・保険期間1年・1口保険料単位:円・保険金額10万円)

- ◎入院による就業不能免責0日タイプや、免責4日タイプもご用意しています。
- ◎傷害による死亡・後遺障害の補償についても、所得補償保険金額の50倍または100倍型で1億円を限度として組み合わせることができます。
- ◎病気で保険金を受け取っても、継続することができます。(通算支払1,000日まで)
- ◎最高89歳まで継続が可能です。(新規のご加入は満69歳までとなります。)
- ◎半年払(1月・7月払込)は、月払よりさらに6%以上保険料が割安です。

てん補期間 払込方法 年令	1年		2年	
	月払	半年払	月払	半年払
25～29才	790	4,440	960	5,410
30～34才	980	5,480	1,210	6,800
35～39才	1,220	6,840	1,570	8,810
40～44才	1,520	8,540	2,020	11,360
45～49才	1,820	10,200	2,470	13,870
50～54才	2,100	11,820	2,920	16,380
55～59才	2,250	12,630	3,140	17,610
60～63才	2,370	13,290	3,320	18,660

※上表は平成21年12月20日以降加入時(中途加入を含みます)の保険料です。

☆概要の説明です。詳細のお問合せ・資料請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3階
TEL 03(3405)8661

<引受保険会社>

株式会社 損害保険ジャパン 本店営業第一部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03(3349)3240

全国弁護士グループ
Japan Lawyers Group

<http://www.zenben.org>

SJ09-04479 (2009年10月26日)